

令和3年9月10日

保険薬局各位

一般社団法人兵庫県薬剤師会

「薬局における薬剤交付支援事業」に係る補助額の一部改正について

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、日本薬剤師会より「薬局における薬剤交付支援事業の実施に関する留意点について(その10)」が発出されました。

今般の改正は、「補助額」について自宅および宿泊療養施設に薬局の従事者が薬剤を持参した場合の補助額を 500円から3,000円に引き上げる見直しを行ったものです。

このことは、当初、自宅療養・宿泊療養の対象として想定されていた軽症者のみならず、高用量ステロイド剤の早急な投与が必要となるような状態の患者が自宅や宿泊施設で療養するケース等が増加していることに鑑み、夜間や休日を含め即時的・緊急的な対応の必要があり得ることを踏まえ、このような場合に薬剤師が患者の自宅や宿泊施設に薬剤を届けることを基本として想定したものです。

これに伴い、本事業に係る請求を行う際の様式が 令和3年9月1日実施分より変更になりますので、10月からの報告については、新様式にてご請求いただきますようお願いいたします。

なお、新様式は9月中旬にホームページに掲載いたしますので、ダウンロードの上、ご報告いただきますようお願いいたします。

処方箋	配送方法	県薬への請求額	患者負担
Cov 自宅 Cov 宿泊	薬局の従事者	<u>500円 ⇒ 3,000円</u>	0円
	配送業者	配送料全額	
0410 対応	薬局の従事者	400円	100円
	配送業者	配送料 - 100円	

※はじめて薬剤交付支援事業に参加される薬局は、兵庫県薬剤師会ホームページ上部「薬局における薬剤交付支援事業」をご確認いただき、最初に薬局情報を登録のうえ、報告様式を専用メールアドレスへ送付してください。